

省 令

○法務省令第三十一号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十一号)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第二百四十六号)の施行に伴い、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

法務大臣 上川 陽子

法務省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令  
法務省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十七年法務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (Right) and 改正前 (Left). It details amendments to the National Strategy Special Zone Act and its Enforcement Regulations, specifically regarding the confirmation of applications for special zone status.

Table with 2 columns: 改正後 (Right) and 改正前 (Left). It details amendments to the Immigration Control and Refugee Recognition Act, specifically regarding the application process for special zone status.

備考 表中の「」の記載は注記である。  
附則 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。  
○財務省令第五十五号 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第百四十四条の規定に基づき、子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年九月二十二日 財務大臣 麻生 太郎  
子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令(昭和三十六年大蔵省令第七十七号)の一部を次のように改正する。